

# 「初真十戒」系譜考

——王常月「初真十戒」前史（Ⅰ）

## 一、はじめに

蔣予蒲（一七五五—一八一九）編『道藏輯要』に載せる王常月『初真戒律』は、清初に大規模な伝戒儀礼を行ったとされる全真教道士王常月の戒法をその弟子たちが編集して伝えた貴重な資料である。

『初真戒律』には、順治十三年（一六五六）王常月序（張集七25a-26a）のほかに、康熙十三年（一六七四）龍起潛序（張集七27a-28a）、康熙丙寅年（一六八六年、康熙二十五年）吳太一（震陽）「初真戒説」（張集七30a-33b）、そして鬱岡居士筮重光（一六二二—一六九二）「初真戒後序」（張集七61a-d）があり、康熙年間中葉に江南隱仙菴の弟子たちを中心となり刊行されたことが知られる。また、詹賢（一六六三生）<sup>1)</sup>『詹鉄牛詩文集』<sup>2)</sup>は、表姪詹謝昌による雍正五年（一七二七）の後序を有する清初の文献だが、その巻九「疏」所収「募戒衣疏」条に康熙五十年（一七一）の記事として、詹賢が

森 由利亜

湖北省孔嶺に逗留の折、僧慧愷が王崑陽『初真戒律』を念じているのを目撃したとの記事がある。すなわち、「中に一冊の崑陽王道士の初真戒律と為すもの有り。掲て之を読むに、内に信衣・淨衣・洞衣等の説有りて、図式井然たり（中有一冊爲崑陽王道士初真戒律。掲而讀之、内有信衣・淨衣・洞衣等説、圖式井然）」<sup>3)</sup>と云くんだりがそれで、そこには詹賢の見た「初真戒律」が三衣の説と図とを載せることが述べられている。実際、現行『道藏輯要』所収『初真戒律』にも信衣・淨衣・洞衣の説および図があり、詹賢が見たものと同内容であることが了解される。これにより、『初真戒律』が康熙年間後半には流通していたことが知られるのである。

王常月の戒法は所謂「初真戒」、「中極戒」、「天仙戒」の三つの段階から成るとされるが、『初真戒律』はそのうちの「初真戒」すなわち「初真十戒」（具体的には「虚皇天尊所命初真十戒」）を中心に、王常月の戒法の梗概を示す文献である。本稿では、この『初真戒律』に収められた「初真十戒」が道教史の中で一定の来歴をもつもので

あることを示し、その変遷について唐代から清初を視野に収めて考察する。従来の研究では、『初真戒律』所収の「虚皇天尊所命初真十戒」の由来を検討するに際しては、それが『道蔵』所収の『虚皇天尊初真十戒文』に基づくことが認識されてきた程度で、「初真十戒」そのものの来歴を考慮していない恨みがある。<sup>3)</sup> 本稿では、「初真戒」もしくは「初真十戒」と称される戒の事例を網羅することで、王常月と伝統的道教の関係を考える手がかりを得ようとするものである。もともと、道教における「初真戒」あるいは「初真十戒」の位置づけを考えるためには、この戒を伝授するための伝戒儀礼についても考察する必要があるが、本稿では紙幅の都合により、飽くまでも「初真戒」および「初真十戒」の事例を集めて比較するにとどまる。伝戒儀礼の構造等については別稿を用意するつもりである。

## 二、『太上洞玄靈宝出家因縁経』の中の「初真誠」

「初真戒」の初出はいつ頃であろうか。まず、南北朝期の文献には、「初真戒」に言及する資料は見当たらないようである。道教戒の組織のある程度詳細に説いたものとして知られるのは梁末・金明七真『三洞奉道科誠儀範』〔P二二三三七〕（道蔵本『三洞奉道科戒営始』〔NS1-1115〕）であるが、それでも「初真戒」は言及されない。『三洞奉道科誠儀範』には「度人儀」として新出家への授戒に関する科儀を載せるが、そこでも「初真戒」という語は用いられない。また、

北周に編纂された『無上秘要』にも、『道蔵』に残された部分で見られる限りは「初真戒」への言及はない。敦煌文書中の道書類や大正蔵所収の仏典にも、「初真戒」に言及する文献はないかのようである。

現存する資料における「初真戒」の初出は、管見の限りでは『太上洞玄靈宝出家因縁経』〔SN三三九〕（以下、『出家因縁経』と略称）に見られるようである。この経典は玄宗（六八五―七六二）の勅を受けて太清観主であった史崇が、同じく太清観の道士であった張万福等をも含む多くの編者と共に撰した『一切道経音義妙門由起』〔SN1-1133〕（以下、『妙門由起』と略称）の中で四度にわたって引用されている。吉岡義豊氏が明かにしたとおり、『妙門由起』の完成は先天元年より同二年の間（七二一―七二三）と考えられるので、そこに引かれる『出家因縁経』は八世紀始めには通行していることが確認できる。その一方で、『出家因縁経』は『無上秘要』をはじめ唐前の道典に言及された形跡がないことから、おそらくは史崇や張万福等が活躍する直前、隋から唐初にかけて製作された可能性が高いように思われる。

『出家因縁経』の内容は、太上道君が開皇元年七月十五日に、赤明国朱陽上観三明宝壇で太上天尊（『妙門由起』では「無名天尊」に作る）から三洞経典や符図を授かった後に、諸国王たちが天尊に出家を願い出て、出家には然るべき因縁があることを天尊から説かれるという想定のもとに書かれている。諸王たちへの「初真誠」伝戒の様態を記すくだりを以下に引用しよう。

天尊 我と玉清高聖とに命じて、諸王等に入道科識・節度威儀を授けしめ、四天王等をして為に法服を加へしむ。(諸王等は)北面して天尊に礼して三拝、回りに吾及び諸天仙真聖等に礼し、東面して地に伏し、初真誠を受くるなり。誠に曰く、出家の後、第一、經道及び(および)本師を輕慢するを得ざれ。第二、法服を泄慢し、道の威儀を損ふを得ざれ。第三、中道に退敗し、世の榮華に趨るを得ざれ。第四、我が法衣を捨て、更へて異學に従ふを得ざれ。第五、非出家及び諸もろの異學と交遊居処し法服を穢辱するを得ざれ。第六、酒肉を啖食し、殺害の想を懷くを得ざれ。第七、諸もろの男女と交遊し、姪邪の想を生ずるを得ざれ。第八、經識に違犯し、諸もろの過惡を生ずるを得ざれ。第九、傲誕狼戾にして、同道及び非出家の人を欺凌するを得ざれ。第十、父母国君を敬はず、不忠不孝なるを得ざれ。(上引)

これによると、「初真誠」は新出家に授けられるべき十の戒条から成ることが知られる。後に見るとおり、『出家因縁經』の初真戒の内容は独自のもので、後世の初真戒とは異なるが、初出家のための十戒であるという点は、後世にも継承される初真戒の最も基本的な特徴であるといえる。

### 三、張万福の「初真戒」

『出家因縁經』に続いて「初真戒」に言及するのは張万福である。

八世紀初期に活躍した太清觀の道士張万福は、卷下に先天元年(七一二)の紀年を有する『伝授三洞經戒法錄略説』の冒頭に付された「戒目」のなかで、三帰戒、五戒、八戒、無上十戒の後に「初真戒」を掲げている。その自注に、「此の初真戒は、新出家の受くる所、始めて俗服を脱し入道するを謂ふなり」(1b)として、「初真戒」が新たに出家した者が受けるべき戒であることを明記している。また、同じ張万福の『三洞衆戒文』にも戒の組織を載せ、その中で「新出家者、初真戒」(1b)と述べて、それが新出家者に与えられるべきものであることを言っている。ただし、張万福の著作の中では「初真戒」の内容や条数については触れる所がない。

尚、推測の域を出ないことではあるが、筆者は、張万福の言う「初真戒」は実は『出家因縁經』の「初真誠」ではないかと疑う者である。先述の通り、『出家因縁經』は、張万福もその編集に与った『妙門由起』の中で四度にわたって引用されているが、これはこの類書における一經典の引用頻度としては最多の類に属する。このことから、史崇や張万福等にとつて『出家因縁經』は重要な經典として認識されていたことが知られる。『妙門由起』には「初真誠」を説くくだりは引用されていないが、張万福が『出家因縁經』の「初真誠」を知っていた可能性は極めて高く、彼が『伝授三洞經戒法錄略説』と『三洞衆戒文』で新出家に伝授すべき「初真戒」に言及する際、『出家因縁經』の初真誠を念頭に置いていた可能性もまた高いように思われる。更に、張万福の時代に至る道典のなかで「初真戒

〔誠〕と称される戒は、現存資料によって知られる限りはこの『出家因縁経』所載のものしかないのである。<sup>(4)</sup>

#### 四、「初真十戒」に関する考証

##### ―成立時期と相互関係

以上に述べた如く、『出家因縁経』の「初真誠」は、唐代初・中期においては、初めて出家した道士に与えるべき十戒として一定の地位を得ていたかと思われる。しかし、唐代後半期以降の資料では、『出家因縁経』の「初真誠」が初出家のための戒として用いられた形跡はなく、むしろ、『出家因縁経』の十戒とは異なる条文を有する十戒が「初真戒」として通行するようになるようである。それが唐代後半期以降に出た『至言總』所載の「初真十戒」であり、これはやがて北宋『雲笈七籤』に転載され、その後も多くの道書のなかに「修真十戒」等として引かれて、最終的には清初王常月『初真戒律』に見える「虚皇天尊所命初真十戒」に継承されてゆくものである。いま、管見する限りで確認できるこの新たなタイプの「初真十戒」――および、それと同じ内容を有する「修真十戒」――を収める文献をすべて挙げると、以下の四系統九種としてまとめることができるように思う。以下に、それぞれのテキストの成書時期について系統分けの根拠とともに考察してゆきたい。なお、四系統九種のテキストに収録される十戒の本文は、すべて対照して篇末の表に示

す（「初真十戒対照表」）。また、紙幅の節約のため、以下の考察ではこれらの十戒の文面については原則として全て「初真十戒対照表」を参照するものとする。

##### 系統A

##### （A1）『至言總』巻一所収「初真誠」

九種に及ぶ「初真十戒」のうち、最も早いテキストが、范條然『至言總』巻一に見える「初真誠」である。『至言總』については、吉岡義豊氏により、議論の余地なき範囲での成書時期の下限を（『雲笈七籤』に引用されるので）北宋初期とし、さらに杜光庭（八五〇―九三三）『墉城集仙録』「聖母元君」条との関係から唐末までには完成していたと見る推測<sup>(5)</sup>が示されており、大淵忍爾氏も吉岡氏のこの説を追認し「北宋初以前、恐らくは唐の後半頃のものと判断する<sup>(6)</sup>。また、同書には七世紀後半に活動した尹文操（六八八年没）<sup>(7)</sup>「玄宗皇帝聖紀」が引かれていることが確認できることからその成書は玄宗朝（七一―七五六）より前ではあり得ないと思われる。そこで筆者も、『至言總』の成立時期を唐後半から北宋初の間の時期とみなして論を進めたい。

『至言總』所収「初真誠」は前文と後文を伴う。その前文冒頭には「天真言」として、この戒が「天真」によって説かれたことを示唆するものの、具体的な神格名には触れない。その点、系統Dのテキストがこの十戒を虚皇天尊説と定めるのは異なる。また、この

前文には、出家超俗は宿縁によって決まるものであることが説かれ、最後には「故に開度の時に於いて、宜しく初真の戒を受くべし」(巻17a)と述べて、得度する際に、かならず初真戒を受けるべきことが求められる。これによって、この戒が初出家者のための戒として想定されていることが知られる。

#### (A2) 『雲笈七籤』巻四〇所収「初真十戒」

『雲笈七籤』は、北宋真宗の時(九九七—一〇二二在位)に張君房が『大宋天宮宝藏』(一〇一九年上進)の精要を採って編んだ書である。その巻四〇に載せる「初真十戒」が上記(A1)『至言總』所収「初真誠」から採録したものであることは、吉岡氏に指摘がある<sup>8)</sup>。実際、(A2)と(A1)の差異は極めて小さい。また、(A2)には、(A1)とほぼ同文の前文が付されており、それが「天真」によって説かれていること、出家者の戒とされている点も全て『至言總』本の想定をそのまま継承している。「初真十戒対照表」によって確認できる通り、十戒の文字も僅かな違いがあるだけで、実質的には同文といってよい。

#### 系統B

『道藏』の中には、上で見た系統Aのテキストと概ね同文の十戒に拠っているにも拘わらず、「初真十戒」とは呼ばれず、「修真十戒」という別の呼称で通行している複数のテキストがある。(B1)から(B4)に至る全ての十戒が、それらを収める文献の中で「修真

十戒」と呼ばれる。いまこれらを集めて一系統と見なし系統Bとする。

#### (B1) 『雜著指玄篇』巻八(「修真十戒」)

『修真十書』所収『雜著指玄篇』巻八所載「修真十戒」(1b)である。題目と戒条を記す他は、最後に「凡能持此十戒、昇為仙官」の一文が足されるのみで、前文も後文もなく、儀礼次第もない。『雜著指玄篇』巻一には「紫虚了真子蕭廷芝元瑞述」と記され、白玉蟾(一一九四—一二二九)再伝の弟子である蕭廷芝(その師は彭耜)が編述したとされ、また巻八末尾には廖正(未詳)による「歳在淳祐甲辰」(一二二四)の紀年を載せる<sup>9)</sup>。したがって(B1)は南宋期に行われたものであることが知られる。

「初真十戒対照表」を見れば即座に了解されるように、(B1)『雜著指玄篇』所収「修真十戒」の内容は、上で見た(A1)(A2)の「初真十戒」と充分同定可能なものである。文献に登場する時代の先後関係から考えて、「修真十戒」が「初真十戒」から派生したものであることは疑いない。ただ、(A1)と(A2)が極めて近いテキストで、文字レベルでの差異も最小限に留まっているのに対し、この(B1)が系統Aのテキストに対して示す文字レベルでの差は顕著である。いま、「修真十戒」と呼ばれる系統Bの諸十戒の文字づかいを分析しても、第四条を例外として<sup>10)</sup>、なかなか有意にそれらをひとつの系統として示し得るような共通性は立ち上がっていない——つまり「ばらつき」が顕著である——うらみはあるものの、



そのような「ばらつき」こそ、これらB系統のテキストが多かれ少なかれ文字レベルにおいてA系統から逸脱した結果を示すものであろうことは充分推測される。但し、系統Bに内的な自己同一性を与える特徴という点からいえば、それは飽くまで「修真十戒」という名称を共有する点に求められる。

### 〔B2〕『北極真武佑聖真君礼文』

『北極真武佑聖真君礼文』は「修真十戒」の戒条を挙げながら、信徒が宿劫以来犯した罪について告白懺悔することを中心とする懺法儀礼書である。いま、その内容を簡単に辿ると次のようである。

最初に「齋官」を名乗る儀礼執行者が、「伏して願はくは、神明如しせば、盼蜚して来臨し、此の際の精度を鑒て、多生の罪対を削らんことを」(B2)と述べて神明の顧眄来臨を願ひ、儀礼を行う自分たちの敬虔さに鑑みて、宿世の罪過を帳消しにするよう求める。その後、三清と玉皇に対する帰命を挟んで、真武に対する懺悔が始まる。まず、「志心に帰命して礼す」として帰依を表明してから、真武についてその靈験や特徴を簡略に述べる文、真武の名号、および真武の徳に関わる七言詩が配され、その上で「修真十戒」の各条とそれに関連する懺悔の句が述べられる。第一戒に基づく懺悔は次の通りである。

謹んで按ずるに、修真第一戒に云ふ、陰かに盗み潜かに謀りて、物を害し己を利するを得ざれ、と。伏して念ふに、某多生以来、曾て此の戒を犯せり。今高真に礼し、虔誠に懺悔す。此の道恩

に仗り、普く赦宥を垂れよ。(『北極真武佑聖真君礼文』3a,b) 注目すべきは、ここで引用される戒の条文は、系統Aの「初真十戒」や(B1)の「修真十戒」条文の前半部分のみ、すなわち「不得」云々として禁止事項を述べる部分のみであるという点である。換言すれば、ここでは系統Aの「初真十戒」や(B1)の「修真十戒」において「当にすべし」とされる部分が省略されているのである。これは、この(B2)のみならず、同じく懺法として十戒を用いる(B3)(B4)にも共通に見られる特色である。(儀礼次第の解説は紙幅の都合で省略。)

『北極真武佑聖真君礼文』の成書年代は「鎮天真武 治世福神 玉虚師相 玄天上帝」という真武の呼称から推測するほかないようである。この呼称に正確に対応する封号は見出し難いが、楊立志氏は、『大岳太和山志』嘉祐四年(一〇五九)正月条に「太上紫皇 天一真君 玉虚師相 玄天上帝」という「玉虚師相 玄天上帝」を含む封号が加号された記事のあることに注目し、『北極真武佑聖真君礼文』の成立が仁宗以降でなければならぬと指摘する<sup>(1)</sup>。また、真武を主神とはしない文献のなかにも真武の称号が登場しその時期を考える上での手掛かりを提供している。すなわち、『太上无極總真文昌大洞仙經』[525]卷二中に出るものがそれである。これは南宋期に文昌帝君を信仰する結社によって作られた經典で、その巻二に載せる真武への帰依文中に、以下のような部分を含む名号が見出される。

鎮天真武 治世福神 玉虚師相 紫皇天乙真君 玄天仁威 精微上帝

金闕化身天尊 (495a) 傍線は引用者)

このうち、傍線を引いた十六文字が『北極真武佑聖真君礼文』に載せる真武の名号と一致する部分である。『太上无極總真文昌大洞仙經』の序には、乾道戊子(一一六八)に劉安勝の壇に降乩し、景定甲子(一二六四)に再度降されて重校、更にその後の撰提格すなわち寅年(一二六六)に三度目の啓示を受けて成立したことを示す記述がある。<sup>(12)</sup>つまり、『北極真武佑聖真君礼文』の中には、十三世紀の中葉に成立した文献に登場する真武の名号と一致する呼称が用いられていることが知られる。なお、『太上无極總真文昌大洞仙經』の異本で、衛琪によって至大己酉(一三〇九)に書かれた序を有する『玉清无極総真文昌大洞仙經』巻二に載せる「玄帝聖号」では、『北極真武佑聖真君礼文』で用いられた四句十六文字の名号のうち「玉虚師相 玄天上帝」の八文字しか見えない。つまり、二種の内容上密接に関連する文献の中で、『北極真武佑聖真君礼文』で用いられた封号は十三世紀中葉に出た前者にしか見えず、十四世紀の文献では消えてしまうのである。以上から考えると、『北極真武佑聖真君礼文』の成書時期は概ね十三世紀の中頃と見るのがよさそうである。

### (B3) 『北極真武普慈度世法懺』十卷

『北極真武普慈度世法懺』は、「修真十戒」にもとづく真武を対象とする懺法経典である点で、(B2)と非常に類似する文献である。ただし、(B2)が一卷の中に十戒に基づく懺悔を全て収めている

ごく短い儀礼文献であるのに対して、この(B3)は、一戒に対して一卷を充て、十戒の懺悔を終えるのに全十巻を費やすという比較的大部の懺法となっている点は、大きな違いと言うべきである。

この文献における真武の称号は「教主北極鎮天佑聖助順真武靈応福德真君玉虚師相玄天上帝」であり、宋寧宗嘉定二年(一二〇九)の加封である「福德」の号を含んでいる点に注意される。<sup>(13)</sup>またその一方で、元成宗が大徳八年(一三〇四)に加封した「元聖仁威」の号が用いられていないことも注目される。<sup>(14)</sup>おそらく、『北極真武普慈度世法懺』はこの二つの加封の時期に挟まれる期間、すなわち一三世紀中に成立したものと考えられる。<sup>(15)</sup>

この経によれば、「修真十戒」とは、無上赤文帝君金闕化身天尊なる神格が開皇の劫において玄天(真武)となつて人世に下生した際<sup>(16)</sup>に、凡愚を憐れみ、兆民を救わんとして説いた戒であるという(嘗為演説修真十戒以度兆民)『北極真武普慈度世法懺』巻一、[a]c)。本書における「修真十戒」が、系統Aの「初真十戒」もしくは(B1)「修真十戒」における各条の前半部のみを示す省略形であることは(B2)と同様である。

『北極真武普慈度世法懺』で最も興味深いのは、「修真十戒」が単に出家者のみならず、在家者のための戒としても用い得ることが語られている点である。十戒を説いた直後の天尊の語に次のよういう。

能く吾が教に依り、心を乗ること無二なれば、即ち見世には安

楽にして、困苦に遭ふを免るを得ん。若し能く三元・五臘・甲子・庚申・三會・十直の辰に於て、諸もろの宮觀に於て、或は家庭に在りて、備さに香花を列し、虔心に懺礼して、吾教に依らんことを誓ひ、往を改め來を修せば、即ち黒書を謹削し、名は丹籍に標され、見存するときは慶を獲て、過世すれば超昇することを得ん。(2b)

この文中に「虔心懺礼」と言うのは、直前に説かれた「修真十戒」による懺法を行うことを言うのである。つまり、三元・五臘・三會日といった道教の祭日に、宮觀のみならず、「家庭に在」つてもその中を莊嚴して「修真十戒」によつて懺悔するなら、生前およびその死後にわたつて福を得ることができると言われているものと理解できる。この「修真十戒」を依用することは出家者のみならず家庭にある在家の信徒にも期待されているのである。

#### (B4) 『神功妙濟真君礼文』

『神功妙濟真君礼文』は、その題名によつて推測される通り、(B2) 『北極真武佑聖真君礼文』と極めて相似性の高い文献である。(B2) (B3) が真武に対する懺法の儀礼書であるのに対し、本書は許遜(許真君)を対象とする懺法書となつている。その際、「修真十戒」に基づく懺悔を行うべきことが説かれている点は、(B2) (B3) との重要な共通点であると同時に、本書をB系統に位置づける所以でもある。

本書の成立時期については、やはり許遜の封号が手掛かりとなる。

すなわち、「九州都仙太史高明大使至道玄応神功妙濟真君」(2c) が本書における許真君の名号であるが、ここには宋政和二年(一一二二)に徽宗が加封した「神功妙濟」のほかに、元成宗(在位一二九四〜一三〇七)による封号である「至道玄応」が含まれていることが注目される。<sup>(18)</sup> すなわち、その成書年代は一四世紀前半期以前には遡り得ないものであることが明らかである。いま、十三世紀中葉に成立した(B2)との内容上の類似から考えると、(B2)に範をとりつつ、十四世紀中葉頃に許遜信徒のための懺悔文として成立したのが本書であろうと思われる。なお、十三世紀後半に活躍した牧常晁が「西山有修真十戒」(『玄宗直指方法同帰』[SN一〇六六]卷三、20b)と述べているが、この「西山」とは許遜信仰者たちを指しているものと思われる。<sup>(19)</sup> 許遜信徒が「修真十戒」を依用することは、当時よく知られていたであろう。

最後に、『神功妙濟真君礼文』における第一戒に関する懺悔の部分のみ抜き出して見ておこう。

謹んで按ずるに、修真第一戒に云ふ、陰かに盗み潜かに謀りて、物を害し己を利するを得ざれ、と。切に念ふに、某は多生以來、曾て此の戒を犯せり。今真君に礼して、哀みを求めて懺悔す。

(2b-3a)

ここでは、先に見た(B2) 『北極真武佑聖真君礼文』と同じように、まず戒の条文が提示されている。やはり(B2)と同様、戒の条文は系統Aや(B1)の条文の前半部分だけを載せる省略形である。



その後、宿世においてこの戒の内容に抵触する罪を犯してきたことを高真に告白し、道による救済を求める点も（B2）と概ね同じである。

以上、系統Bの諸テキストについて、その成書時期と内容上の特徴を概観して来た。懺悔を伴う変則的な内容であるため解説に若干文字を費やしたが、要は系統Aの初出家のための十戒である「初真十戒」の内容が、南宋期から元朝にかけて「修真十戒」として大いに流行したことを示したかったのである。初真戒の十戒が、出家戒に限定されることなく、在家の戒としても受容され、更に懺悔を伴う文献としても展開する事実は、この十戒がそれだけ多くの種類の信仰者に受け入れられたことを示すものといえ、その広範な普及を物語っているといえることができる。

なお、「修真十戒」が全真道士によって出家戒としても依用された形跡のあることは、明初の張宇初（一三六一—一四一〇）がその著『道門十規』[SN111111]の中で「全真之教」の行法を解説して以下のように述べている事実から浮かびあがる。

殆今之を学ぶ者、衆く皆な真功・実行を以て本と為す。其の初めて入道するや、先づ明師を拵んで参礼し、性地を開発し、修真十戒、白祖師・馮尊師堂規等の文を懃守して、身心を収習し、節操を操持して、經典を究竟す。（178a）

ここでは、全真道士が入門した時（「其初入道」）に先ず修めるべき対象として、白祖師（玉蟾）や馮尊師による堂規等と共に「修真十

戒」を挙げている。名称は「修真十戒」であるが、これまで見てきたとおり「修真十戒」の内容は事実上「初真十戒」に基づいており、しかも出家道士である全真道士が入道の時点で用いるものとなれば、この場合の「修真十戒」はまさしく「初真十戒」として機能しているといえよう。これもまた、南宋期以降、「初真十戒」が「修真十戒」という名のもとに出家・在家の別なく広く浸透したことの一つの証拠といえるであろう。

#### 系統C

系統Cには明代の「初真十戒」を分類する。わずか一種のテキストを数えるのみであるが、名称が「初真十戒」とされ、出家のための戒であることも明示される一方で、テキストの内容はむしろ系統Bの「修真十戒」に近い点がある。そこで、独自の系統を立てることとする。

(C1) 周思得『上清靈宝济度大成金書』卷十九「披戴儀」所収「初真十戒」

『上清靈宝济度大成金書』（以下『大成金書』と略称）は、明の道士周思得（一三五九—一四五二）によって編まれた儀礼書である。現在『蔵外道書』第十六・十七冊に収められているテキストには宣徳七年（一四三二）の紀年を有する二種の序、すなわち四十五代天師張澹然序および周思得（養真）序のほか、呉大節による宣徳八年（一四三三）序があり、その内容は明初の正一教儀礼の内容を反映

していることが期待できる。その巻十九「流伝利濟門」の「伝度品」に収められた「披戴儀」(「口集上」a10b)のなかに「初真十戒」(9b)と称される十戒が見える。

「披戴儀」で描かれるのは、道士が初出家者に対して「初真十戒」を授ける伝戒行事であるが、その内容は「今將に先に威儀を受け、子をして法度を閑練せしめんとす。次に汝に宝戒を受(さづ)け、汝をして汝が身を修持せしむ」(9c)と述べるくだりによく表れているように、前半は威儀すなわち衣冠を授ける行事を主とし、後半は戒を授ける行事を主とする。したがって「披戴儀」という呼称は前半の衣冠を整える行事によるものであるが、実際は伝戒行事の謂にはかならない。それが新出家を対象とすることは、例えば度師が受戒者に対して「弟子(某人)に宣告せん。汝今塵俗を出離し、真教に帰依するは、皆な祖先の徳を積み、遂に之れが承麻を嗣統するを致すに由ればなり」(9d)と告げたり、或は「且つ汝未だ出家せざる時、人倫中に在りて恩義の重き者は、君父に過ぐるは莫し。

〔中略〕今出家の後、道門中に在りては、又た師資の恩有り、尤も量る可からず」(9e)と語りかける箇所明らかに明らかである。なお、十戒を述べた後に、度師は「向來汝の爲に説く者は、是れ初真十戒と名く。受持純熟すれば、漸く道に入る可し」(9f)と述べ、ここで授ける戒が「初真十戒」と呼ばれることも明らかにしている。その内容は、「初真十戒対照表」に示す通りで、第六条(後述)を除き概ね系統AおよびBのテキストに載せる十戒に対応する。各条とも

に前半の二句十文字だけでなく、「当」字以下の後半の句も伝えている。

また、本書所載の「初真十戒」が、系統Aと系統Bの十戒のうちどちらにより近いかといえば、系統B、とりわけ(B1)に近いように思われる。それは、系統Aのテキストには見えない文字が、(C1)と(B1)のみに見られるような、以下の如きケースが存在するからである。例えば、第三戒で系統Aのテキストが「当守貞操、使无欠犯」とする箇所について、(C1)は「当行節操、無使犯干」(B1)は「当守節操、毋使欠犯」とし、「節」の字が(C1)(B1)のみに共通し、また系統Aで「使无」として使役の助字を否定詞の前に出している箇所を(C1)(B1)では、使役の助字が否定詞の後に付していることが指摘できる。また、第四戒では、系統Aのテキストが「離人骨肉」とするのを、(C1)は「析交離親」とし(B1)は「交離親族」として、「交離親」という系統Aに出ない文字列を共通して出していることが注意される。また、同戒で、系統Aが「令九族邕(『雲笈七籤』では「雍」和)とする箇所を、(C1)(B1)はともに「令衆雍和」として、「衆」字を出している。第八戒では、系統Aで「棲集清虚」とする箇所を、(C1)では「栖集幽閑」、(B1)では「棲集幽閑」に作ってともに「幽閑」の二字を出している。最後に、第九戒で、系統Aが「当尽節君親」とする箇所について、(C1)(B1)ともに「当尽節君師」と作って系統Aの「親」字が「師」字となっている。決定的な証拠とまでは言い難

いが、以上の点はいずれも（C1）と（B1）の類似点であり、（C1）の内容がB系統の「修真十戒」に基づいて書かれていることを示唆するかに思われるのである。

ただし、（C1）の第六戒のみは「六者、口無悪言、言無華綺、内外忠直、不犯口過」とされており、従来の「修真十戒」（もしくは「初真十戒」）を採用せず、その代わり代表的な靈宝戒である「智慧上品大誡」中の第五誡「口無悪言、言不華綺、内外忠直、不犯口過」によってそれを補っている。<sup>(21)</sup>ただ、何故このような入れ替えがなされたのかについては不明である。<sup>(22)</sup>いまは飽くまでテキストの差異としてのみ認識しておきたい。

## 系統D

先述の通り、系統Aの「初真十戒」はその前文では「天真言」とされ、天真によって述べられる体裁を採っていた。それに対し、『虚皇天尊初真十戒文』と王常月『初真戒律』所収「虚皇天尊所命初真十戒」はいずれも虚皇天尊によって説かれたものとされている。いま、虚皇天尊所説とされるこの二種の「初真十戒」を、虚皇天尊系初真十戒とし、系統Dに分類する。

### （D1）『道蔵』所収『虚皇天尊初真十戒文』

（D1）には、その十戒の教主が虚皇天尊に帰されるという点のほか、さらに三つの特色を指摘することができる。第一に、（D1）の「初真十戒」本文にはそれぞれの条に注が付されている。これは

（D1）に固有の特色であり、（D2）にも継承されていない。第二に、これは（D1）（D2）共通の特色であるが、系統A、B、Cにおいて第九戒に置かれている忠孝仁信を重視する一条（「不得不忠不孝…」）が、（D1）（D2）においては第一条に配されている。おそらくはそのことによって、系統A、B、Cの第一条から第八条に相当する部分が、（D1）（D2）では第二〜九条に配される結果を生じている。その一方で、文字の異同という点から見ると、（D1）と（D2）は系統Aのテキストに極めて近いことも明かである。これが第三の特色といえる。

ところで、戒の配置上のズレにもかかわらず、（D1）が文字の用法において系統Aと大変近い関係にあるという事実は、両者の間に何らかの派生関係のあることを窺わせる。その場合、果たして系統Aのテキストから（D1）が派生したのか、あるいはその逆なのかが問われねばならない。

系統Aと（D1）の先後関係を考える上での糸口は、（D1）の第一条に付された注から得られるように思われる。この注では出家にとつても忠孝が重要であることを説き、国祚の永続を祈願し、災厄を退け、民を感化するなどはたらきによって「王化の未だ及ばざる所を裨せしむる」ことをもって「出家之忠」であるとし、また億劫以来の先祖を救済する等の事を「出家之孝」と称する（1b2a）。忠孝を重視せよという戒条に注する以上、その重要性をこのように説くこと自体は特別なこととはいえないであろう。注目すべきは、

このような議論の後に、「故に忠孝を諸戒の首、百行の源と為す。学者の先務なり」と述べ、忠孝は他の戒条の根本であり、他の戒に先行して務められるべきものであることが言われている点である。これは、この条を第一条に配する理由を述べたものとして解釈することができよう。

そこで当面の問題である系統Aのテキストと(D1)との先後関係について考えてみるに、もし「初真十戒」が元来、忠孝仁信を説く条を第一戒とし、しかもそれは忠孝を重んじるが故であると説く注が付せられて通行していたとするなら、果たしてその第一条を敢えて第九条へと後らせるような作為はなされ得るであろうか。むしろ、出家の基礎に忠孝のあることを強調しようとした後の編者が、第九条にあった忠孝重視の条を第一条に移したと見るのが自然であろう。このように考え、筆者は(D1)は忠孝仁信を第九条にもつ系統Aから派生してきたテキストだと判断する。なお、A系統からD系統への派生に関しては、「虚皇天尊」という教主を立てることを問題とすることによって、やはり同様の推論を述べる事が可能であろう。もともと虚皇天尊に説かれていたとされる十戒を、後から「天真」によるものとして曖昧化、もしくは戒の権威を相対的に貶めるようなことはやはりあり得ないと見るべきである。

尚、(D1)と、系統B、Cとの関係について一言すれば、系統B、Cの全てのテキストがいずれも忠孝重視の条を第九条に配していることが指摘されねばならない。現存する文献からでは、系統Aのテ

キストがどのように系統BやCへと展開したか、その過程や具体相を明らかにすることはできないが、ひとつ確かに言えることは、その展開過程の中に(D1)が介在することは無かったという点である。系統B、Cの各テキストの作者たちは系統Dを参照する機会は無かったと考えるべきである。

それでは、テキスト(D1)すなわち道藏本『虚皇天尊初真十戒文』の成書時期はいつ頃であろうか。

まず、(D1)は系統Aのテキストのうち、(A1)(A2)いずれのテキストから派生してきたものかを見ることで、(D1)の上限を定めたい。この点を考える上での手掛かりは(A1)(A2)の第五戒と(D1)の第六戒とを比較することによって得られようである。というのは、この戒条には(A1)と(A2)の間に存する唯一の、異体字間の差異には還元できない文字遣いの上での差異が存在するからである。いま(D1)第六戒を見ると「当称人之美善」という表現があることが知られるが、この表記は(A2)第五戒における表現と一致するものである。それに対して、(A1)第五戒は、対応する箇所を単に「当称人之善」と表して「美」の字を使わない。このことから、(D1)が拠った本は(A1)『至言總』よりも(A2)『雲笈七籤』である可能性が高いと判断できる。したがって、(D1)の上限は『雲笈七籤』が世に出た一一世紀後半ということになる。

他方、(D1)の下限を明確に定めることは非常に難しい。系統

Bの諸テキストのように南宋期から元朝にかけて出ることか、あるいは明まで下ることか、判断の材料がないのである。とはいえ、先述の通り、系統Bのテキストの作者も、また明初の周思得も、(D1)を全く参照していないことは明らかである。したがって、仮にその成立がかなり早かったとしても、明代に至るまで(D1)が他に影響を及ぼすということはなかったと判断してよい。その影響を受けるのは、清初の王常月を待たねばならないのである。

#### (D2) 王常月『初真戒律』所収「虚皇天尊所命初真十戒」

これは蒋予蒲編『道藏輯要』に載せられた王常月『初真戒律』のなかの「初真十戒」である。その十戒の内容は尹志華氏が指摘する通り、第七条を除いて(D1)と完全に一致する<sup>24</sup>。ただし、(D1)の前文も注も(D2)には継承されていない。にもかかわらず、この十戒が虚皇天尊に仮託されることが知られるのはひとえにその「虚皇天尊所命初真十戒」という題名によるのである。

(D2)では、「初真十戒」は三帰戒および五戒を受けた後に受戒するものであることが示される。また初真戒の伝受に引き続いて中極戒および天仙戒をそれぞれ晋受することも言われている。これらの点は、従来の「初真十戒」を収める文献の中には見えない新しい想定であり、いったいいかなる道理でこのような新しい変化が起こったのかを考察する必要がある。ただし、本稿はその変異を考察するための準備として「初真十戒」そのものの変遷を展望することを目的とするものであり、王常月における変異についての考察自体

に踏み込むことはしない。

## 五、総括と結論

以上のように見てくると、「初真十戒」の継承と発展の歴史がおぼろげながら浮かび上がるようである。すなわち、唐代前半には『太上洞玄靈宝出家因縁経』の「初真十戒」が行われていたが、やがて唐代後半期もしくは唐末に至ると、『至言總』に見られる(A1)の「初真十戒」が登場するようになる。北宋期を迎えると、その内容は『雲笈七籤』に載せられて、ほぼそのまま(A2)として継承される。

この『雲笈七籤』のテキストから、「初真十戒」は二つの系統に分かれて継承されていたようである。ひとつの系統は(A2)『雲笈七籤』本から(D1)『虚皇天尊初真十戒文』へと受け継がれるものである。残念ながら(D1)の編者は同定できず、またその成書時期も北宋一一世紀後半以降、明初に至るいずれかの時期というほかは明確には定め難い。ただ、その時期を通じて、(D1)が他書に影響を与えた形跡はない。その内容は、清初の王常月『初真戒律』に載せる(D2)へと継承されてゆく。

もうひとつの系統は、系統Aから「修真十戒」へと発展するものである。すなわち系統Bに含まれる諸テキストがそれで、これらは南宋期から元朝期にかけて、真武や許遜を信仰する諸集団の戒とし





犯。使無缺。	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	第三戒。	蟲。	以及昆。	行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	第二戒。	生。	廣濟群。	行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	第一戒。
犯。使無缺。	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	第三戒。	蟲。	以及昆。	行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	第二戒。	生。	廣濟群。	行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	第一戒。
犯。	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	三者。	蟲。	以及昆。	行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	二者。	生。	廣濟群。	行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	一者。
	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	修眞第			行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	修眞第			行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	修眞第
	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	三者。			行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	二者。			行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	第一戒。
	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	仙科第			行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	二者。			行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	修眞第
犯。	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	三者。	蟲。	以及昆。	行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	二者。	生。	廣濟群。	行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	一者。
犯。使無缺。	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	第四戒。	蟲。	以及昆。	行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	第三戒。	生。	廣濟群。	行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	第二戒。
犯。使無缺。	守貞操。	氣。當。	穢慢靈。	敗眞。	得淫邪。	者。不。	第四戒。	蟲。	以及昆。	行慈惠。	味。當。	以充滋。	含生。	得殺害。	者。不。	第三戒。	生。	廣濟群。	行陰德。	己。當。	害物利。	密謀。	得陰賊。	者。不。	第二戒。

積財不	無厭。	得貪求。	者。不。	第七戒。	務清虛。	性。專。	調和氣。	禁。當。	食肉違。	過差。	得飲酒。	者。不。	第六戒。	功能。	善。不。	稱人之	露才揚	賢良。	得譏毀	者。不。	第五戒。	和。	九族邕	物。令	以道助	離人骨	成功。	得敗人	者。不。	第四戒。
積財不	無厭。	得貪求。	者。不。	第七戒。	務清虛。	性。專。	調和氣。	禁。當。	食肉違。	過差。	得飲酒。	者。不。	第六戒。	其功能。	不自伐	稱人之	露才揚	賢良。	得譏毀	者。不。	第五戒。	和。	九族雍	物。令	以道助	離人骨	成功。	得敗人	者。不。	第四戒。
散。	積財不	焚無厭。	不得貪	七者。	虛。	專務清	調氣性。	禁。	食肉違	酒過差。	不得飲	六者。	修眞第	功能。	不自伐	稱人之	露才揚	賢良。	不得譏	者。不。	五者。	衆雍和。	物。令	以道助	離人骨	交離親	人成功。	不得敗	四者。	
積財不	散。	求無厭。	不得貪	七者。	仙科第	禁。	食肉違	酒過多。	食肉違	酒過差。	不得飲	六者。	仙科第	其功能。	不自伐	稱人之	露才揚	賢良。	不得譏	者。不。	五者。	和。	令衆雍	助物。	以體道	親。當	析交離	人成功。	不得敗	四者。
積財不	散。	求無厭。	不得貪	七者。	犯口過。	直。不	禁。當	食肉違	無華綺。	言。言	得飲酒	者。不。	第七戒	其功能。	不自伐	稱人之	露才揚	賢良。	得譏毀	者。不。	第六戒	和。	九族雍	物。令	以道助	離人骨	成功。	得敗人	者。不。	第五戒
積財不	散。	求無厭。	不得貪	七者。	務清虛。	性。專。	調和氣。	禁。當	食肉違	過差。	得飲酒	者。不。	第七戒	其功能。	不自伐	稱人之	露才揚	賢良。	得譏毀	者。不。	第六戒	和。	九族雍	物。令	以道助	離人骨	成功。	得敗人	者。不。	第五戒
積財不	散。	求無厭。	不得貪	七者。	務清虛。	性。專。	調和氣。	禁。當	食肉違	過差。	得飲酒	者。不。	第七戒	其功能。	不自伐	稱人之	露才揚	賢良。	得譏毀	者。不。	第六戒	和。	九族雍	物。令	以道助	離人骨	成功。	得敗人	者。不。	第五戒

散。當 行節儉、 惠卹貧 窮。	散。當 行節儉、 惠卹貧 窮。	行節儉、 惠卹貧 窮。	施。	行節儉、 惠卹貧 窮。	散。當 行節儉、 惠卹貧 窮。	散。當 行節儉、 惠卹貧 窮。
第八戒 者、不 得交遊 非賢、 居處穢 雜。當 慕勝己、 棲集清 虛。	第八戒 者、不 得交遊 非賢、 居處穢 雜。當 慕勝己、 棲集清 虛。	第八戒、 不得交 遊非賢、 居處穢 雜。當 務勝己、 棲集幽 閑。	仙科第 八戒云、 不得交 遊非賢、 居處穢 雜。	第八戒、 不得交 遊非賢、 居處穢 汚。當 慕勝己、 棲集幽 閑。	第九戒 者、不 得交遊 非賢、 居處雜 穢。當 慕勝己、 棲集清 虛。	第九戒 者、不 得交遊 非賢、 居處雜 穢。當 慕勝己、 棲集清 虛。
第九戒 者、不 得不忠 不孝、 不仁不 信。當 盡節君 親、推 誠萬物。	第九戒 者、不 得不忠 不孝、 不仁不 信。當 盡節君 親、推 誠萬物。	九者、 不得不 忠不孝、 不仁不 信。當 盡節君 師、推 誠萬物。	仙科第 九戒云、 不得不 忠不孝、 不義不 仁。	九者、 不得不 忠不孝、 不仁不 信。當 盡節君 師、推 成萬物。	第九戒 者、不 得不忠 不孝、 不仁不 信。當 盡節君 師、推 誠萬物。	第九戒 者、不 得不忠 不孝、 不仁不 信。當 盡節君 師、推 誠萬物。
第十戒 者、不 得輕忽 言笑、 舉動非 眞。當 持重寡 詞、以 道德爲 務。	第十戒 者、不 得輕忽 言笑、 舉動非 眞。當 持重寡 詞、以 道德爲 務。	十者、 不得輕 忽言笑、 不得輕 忽言笑、 舉動乖 眞。當 常懷廉 謹、以 道德爲 務。	仙科第 十戒云、 不得輕 忽言笑、 不得輕 忽言笑、 舉動乖 眞。	十者、 不得輕 忽言笑、 不得輕 忽言笑、 舉動非 眞。當 持鄭重、 以道爲 務。	第十戒 者、不 得輕忽 言笑、 舉動非 眞。當 持重寡 辭、以 道德爲 務。	第十戒 者、不 得輕忽 言笑、 舉動非 眞。當 持重寡 辭、以 道德爲 務。

注

- (1) 『詹鉄牛文集』卷四「先兄諱臣先生軼事伝」に「自康熙丁未正月（先君子）赴玉樓之召時、先兄僅七歳、予止五歳」（卷四3a）とあり、詹賢が康熙二年（一六六三）の生まれであることが了解される。
- (2) 四庫禁燬書叢刊編纂委員會『四庫禁燬書叢刊』北京：北京出版社、二〇〇〇年、集部第一二七冊、二九五―五八六頁参照。
- (3) Monica Esposito『清代全真三壇大戒儀式的創立』趙衛東主編『全真道研究』二、濟南：齊魯書社、二〇一一年一月、二〇四―二〇頁参照。又、尹志華『清代全真道伝戒初探』趙衛東主編『全真道研究』一、二〇一一年一月、二三七―二八三頁のうち二七六―二七八頁および尹志華『王常月学案』濟南：齊魯書社、二〇一一年九月、五二―六四頁参照。
- (4) 尚、楠山春樹氏は、張萬福の言う「初真戒」を『虚皇天尊初真十戒文』に比定しておられるが、後述の考察によって知られる通りこの推測は成り立たないように思われる。楠山春樹『道家思想と道教』東京：平河出版社、一九九二年七月、一〇五頁参照。
- (5) 吉岡義豊『斎戒録と至言総―道教經典の一研究』『吉岡義豊著作集』二、五月書房、一九八九年、二九五頁参照。
- (6) 大淵忍爾・石井昌子・尾崎正治編『改訂増補・六朝唐宋の古文獻所引道教科典籍目録・索引』東京：国書刊行会、一九八八年二月、八頁参照。
- (7) 侯少微（七一七年）「大唐宗聖觀主銀青光祿大夫天水尹尊師碑」朱像先編『古樓觀紫雲衍慶集』[SN九五七]卷上（8a）所載参照。
- (8) 古岡前掲（一九八九年）二八六頁参照。
- (9) 横手裕氏は、『雜著指玄篇』について、『直齋書録解題』卷一二神仙類に著録される『群仙珠玉集』一卷を基にして後に増補した書物ではないかとの可能性を示唆しておられる。横手裕「白玉蟾と南宋江南道教」『東方学報』（京都）六八冊、一九九六年、八〇―八二頁参照。Also see Baldrian-Hussein, Farzeen. "Zazhu zhixuan pian." in Kristofer Schipper and Franciscus Verellen, eds. *The Taoist Canon: A Historical Companion to*

the Daozang, Chicago & London: The University of Chicago Press, 2004. pp. 838-839.

- (10) 第四条の文字遣いにおけるテキスト間の違いについては後文参照。  
(11) 楊立志『武当文化概論』北京：社会科学文献出版社、二〇〇八年、一一八、一四一頁参照。また、『大岳太和山志』巻一「宋詔誥」〔藏外〕三二冊八二二頁b)参照。

(12) See Kleeman, Terry. *A God's Own Tale: The BOOK OF TRANSMOR-TATIONS of Wenchang, the Divine Lord of Zitong*. State University of New York Press: Albany, 1994. p. 20. Robinet, Isabelle, "Taisang wuji zongzhen Wenchang dadong xiangjing zhu," in Kristofer Schipper and Franciscus Verellen eds., *Op. Cit.*, pp. 1207-1208.

(13) 例えば、同書巻一3b)参照。

(14) 楊立志前掲書二二〇頁参照。楊氏は「福德」を含む号の加封の年について、『武当福地総真集』〔SN九六二〕が嘉定二年（一一〇二）とするのに対し、明『大岳太和山志』では「嘉泰二年」（一一〇九）とすることを指摘し疑を存している。小論においてはこの年代の差異は問題にならない。

(15) 『玄天上帝啓聖靈異録』〔SN九六一〕「元加封詔」10b)参照。

(16) 『北極真武普慈度世法懺』には真武の聖蹟について「迹屢表於至神、記具陳於啓聖」(4a)とする一句がある。「記」を「啓聖」に陳ねるとは、宋代に行われた「真武啓聖記」を示唆するものと見えるが、これは反面から見れば元代延祐元年（一一三四）に成立する『玄天上帝啓聖靈異録』を念頭に入れていないことを示唆するように思われる。『玄天上帝啓聖靈異録』では、真武に言及する際には上述の元成宗による「元聖仁威」の号を使うしたがって、『北極真武普慈度世法懺』に見える「真武啓聖記」に触れる一方で『玄天上帝啓聖靈異録』には触れないという対照と、「福德」の号を用いる一方で「元聖仁威」には触れないという対照とは、相互に共通の事情——『北極真武普慈度世法懺』が一三世紀初頭から一四世紀初頭の間

に成立したという事情——を指し示しているように思える。

(17) 『玄天上帝啓聖靈異録』巻一によれば、先天始炁が黄帝の世に老子の第八十二化として生まれ、玄帝となったとする。（『玄天上帝啓聖靈異録』巻一、1b-2a)

(18) 秋月観映『中国近世道教の形成—浄明道の基礎的研究』東京：創文社、一九七八年、五頁および三七頁追註参照。

(19) 牧常晁については森由利亜「近世内丹道の三教一致論—牧常晁と李道純の三教一致と性命双修を中心に」福井文雅・山田利明・前田繁樹編『講座・道教』第四巻、東京：雄山閣出版社、二〇〇〇年、六六頁参照。

(20) 白祖師の堂規文とは、『鳴鶴餘音』〔SN一〇〇〕所載白玉蟾著「堂規榜」を指すと思われる。また、馮尊師については、やはり『鳴鶴餘音』に数篇の詞詩が収録されている。虞集は『鳴鶴餘音』に寄せた叙の中で「會稽馮尊師、本燕趙書生、游汗遇異人、得仙學。所賦歌曲、高潔雄暢、最傳者蘇武慢二十篇、前十篇道遺世之樂、後十篇論修仙之事。會稽費無隱獨善歌之」〔叙c)と述べている。今、馮尊師の「堂規」というものは見いだせないが、その「昇堂文」が『鳴鶴餘音』巻九（14a, 15b）に載せられている。

(21) 例えば『雲笈七籤』巻三十九「說戒」(88b)参照。「智慧上品大誡」は単行する『太上洞真智慧上品大誡』〔SN一七七〕のほか、『無上秘要』や『要修科儀戒律鈔』ほかの書に収められており、周思得がいずれのテキストに拠ったかは定め難い。ただ、『大成金書』における引用には「内外忠直」とあり、該当箇所を「内外中直」に作る『太上洞真智慧上品大誡』はとりあえず除外されるようである。また、「言不華綺」の句を「言無華綺」として「不」字の代わりに「無」字を用いて表記する「智慧上品大誡」のテキストは唯一「金錄大齋補職說戒儀」〔SN四八六〕の中に見出される(22)。

(22) いま、系統A『雲笈七籤』巻四十所収「初真十戒」によって見ると、その第六条は「不得飲酒過差、食肉違禁、當調和氣性、專務清虛」(88)とされている。ここで「飲酒過差」が禁じられているが、これは飲食についてその程度を過ぎることが禁じられているのみで、飲酒自体は明確には禁

じられていない。不飲酒戒としては不徹底な戒であり、もし周思得がそれ  
に問題を感じていたとしても不思議ではない。ただ、周思得はこの戒を  
削って代わりに不妄語戒に類する戒を挿入しており、結果的にはこの十戒  
のなかで不飲酒を規定する戒は皆無となってしまい、元の文を削ったこと  
の意図がかえって見えにくい。この点については今は疑問のままとしてお  
く。

(23) 『道藏』[57180]『虚皇天尊初真十戒文』<sup>24</sup> 参照。

(24) 注二二に述べた通り、(A1) 以来、初真戒の「不得飲酒過差、食肉違禁」  
条は不飲酒戒としては問題がある。王常月『初真戒律』ではそれを「不得  
飲酒食肉、犯律違禁」として、飲酒食肉を明確に禁じた。前掲尹志華、二  
〇一一、九月、五二頁参照。